

## 北海道広告事業協力広告代理店制度実施要領

平成 19 年 10 月 29 日	制定
平成 22 年 4 月 19 日	一部改正
平成 23 年 6 月 1 日	一部改正
平成 24 年 4 月 1 日	一部改正
平成 27 年 6 月 1 日	一部改正
令和 2 年 4 月 24 日	一部改正
令和 3 年 1 月 29 日	一部改正
令和 6 年 4 月 1 日	最終改正

### (趣旨)

- 第1条 「北海道広告事業協力代理店制度」(以下「本制度」という。)は、広告主の募集代行等を通じて道の広告事業の効果的・効率的な実施に協力する広告代理店を、北海道広告事業協力広告代理店(以下「協力広告代理店」という。)として名簿に登載するとともに、協力広告代理店と道とが協働して広告事業の推進を図ることにより、道民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として実施する。
- 2 本制度の運用等に関し必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (協力広告代理店と道との連携)

- 第2条 道及び協力広告代理店は、道の広告事業の推進に当たり、相互に意見を交換し、対等な立場で連携・協力するものとする。
- 2 協力広告代理店は、道の広告事業の効果を把握するため、道が定期に又は随時に実施するモニタリング調査に協力するものとする。
- 3 協力広告代理店は、道が指定する広告媒体(以下「指定広告媒体」という。)について、自ら募集した広告掲載希望者の委任を受けて、申込み、契約の締結その他の広告掲載に係る事務手続きを代行する場合において、広告主から支払われる広告掲載料を道に納付するときは、当該広告掲載料の額から、道が別に定める算定方法により算定した額を控除した額を納付するものとする。
- 4 前項の規定による広告媒体の指定は、広告媒体を所管する部長等が、その所管する広告媒体について指定することが適当と認めた場合に行うものとする。
- 5 第3項に規定する算定方法は、指定広告媒体を所管する部長等が、指定広告媒体ごとに、広告掲載希望者の募集に係る事務コスト等を勘案してあらかじめ定めるものとする。

### (協力広告代理店名簿の作成及び公表)

- 第3条 道は、協力広告代理店の名称、事務所等の所在地及び連絡先並びに有効期間を記載した北海道広告事業協力広告代理店名簿(以下「協力広告代理店名簿」という。)を作成し、道の公式ウェブサイトに掲載して公表するものとする。
- 2 協力広告代理店名簿の作成、管理及び公表は、総務部イノベーション推進局財産課長が行うものとする。

### (協力広告代理店の募集)

- 第4条 協力広告代理店の募集は、申込みの方法その他の必要事項を道の公式ウェブサイトに掲載して随時に行うものとする。

### (協力広告代理店の申込み)

- 第5条 協力広告代理店となることを希望する者は、別記第1号様式を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により道に申し込むものとする。

### (北海道協力広告代理店名簿への登載)

- 第6条 道は、前条の規定による申込書類の提出があったときは、次に掲げるすべての要件に適合するかどうかを確認した上で、協力広告代理店名簿への登載の可否を決定し、速やかに、その結果を相手方に通知するものとする。
- (1) 道内に事業所等(支社、支店、営業所等を含む。)を有すること。
  - (2) 主として広告代理業務を営む企業であって、道内において概ね3年以上の実績を有すること。
  - (3) 北海道広告取扱基準第3の業種又は事業者該当しないこと。
  - (4) 道税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないこと。

(5) 北海道広告取扱要綱及び同基準並びにこの要領その他道の広告事業に係る諸規定の内容を遵守できること。

2 前項の規定により登載の決定をしたときは、その決定をした日から当該広告代理店を協力広告代理店名簿に登載するものとする。

(登載期間)

第7条 協力広告代理店名簿への登載期間は、名簿登載日の属する年度においては、当該名簿登載日から当該年度の末日までとし、翌年度以降は、当該年度の初日から末日までを有効期間として自動的に更新するものとする。ただし、第9条の規定により登載の取消しをしたときは、当該取消しの決定をした日をもって登載期間を終了するものとする。

(変更事項の届出)

第8条 協力広告代理店は、第5条の規定により道に提出した申込書類の記載事実に変更があったときは、遅滞なく、別記第2号様式を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により道に届け出るものとする。

(名簿登載の決定の取消し)

第9条 道は、協力広告代理店から、協力広告代理店名簿への登載期間内に登載の取消しの申出があったときは、速やかに登載の決定を取り消し、当該広告代理店を名簿から削除するものとする。

2 道は、協力広告代理店が次のいずれかに該当すると認めるときは、名簿登載の決定を取り消し、当該広告代理店を名簿から削除して、その旨を相手方に通知するものとする。

(1) 協力広告代理店が、第6条第1項各号に掲げる登録の要件の全部又は一部に適合しないと認めるとき。

(2) 道が指定する納付期限までに広告掲載料又は行政財産の目的外使用料を納付せず、その後の督促における納付期限までにも納付しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協力広告代理店の責めに帰すべき事由により協力広告代理店名簿への登載を継続することが適当でないと認めるとき。

(書類の提出先)

第10条 第5条の規定による申込み及び第8条の規定による届出に係る書類の提出先は、総務部イノベーション推進局財産課長とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本制度の運用に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年10月29日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月19日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月24日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月29日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。